

別紙

諮問第767号

答 申

1 審査会の結論

「私が平成〇年〇月〇日から〇月〇日までの間に、〇〇警察署の警察官に取り扱いを受けた際の110番処理簿」について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が平成〇年〇月〇日から〇月〇日までの間に、〇〇警察署の警察官に取り扱いを受けた際の110番処理簿」の開示請求に対し、警視総監が令和元年7月11日付けで行った不存在を理由とする非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年12月5日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年6月22日に実施機関から理由説明書を、同年8月6日に審査請求人から意見書を收受し、同年6月22日（第152回第三部会）から同年9月21日（第154回第三部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令を発し、当該警察署において110番通報の内容や現場に到着した警察官の活動結果を明らかにするために作成されるものである。

110番処理簿は、「入電日時」、「入電事案名」、「処理結果」、「通報場所」、「発生場所」、「通報局」、「通知電話番号」、「聴取電話番号」、「緊配種別」、「事件内容及び犯人人相等、訴出人等」、「処理てん末状況」等の欄から構成されている。

これらのうち、「処理てん末状況」欄は、事案の概要及び処理てん末のほか、関係者の氏名、住所等の人定情報等を記載することになっている。

イ 本件請求に係る保有個人情報について

本件開示請求の趣旨は、審査請求人が警察官の取扱いを受けた際に作成された110番処理簿の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対し、請求に係る保有個人情報が記録された110番処理簿は、作成しておらず、存在しないとして非開示決定を行った。

ウ 本件開示請求に係る非開示決定の妥当性について

審査請求人は、審査請求人を直接の相手方として明示されているかは別として、110番通報が存在したのは間違いのないため、真正、真実の情報を開示するよう求める旨、主張する。

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る110番処理簿について、110番通報の業務を行う通信指令システムにおいて審査請求人が求める期間の110番処理簿を確認したところ、氏名、住所等の、審査請求人が取り扱われた者であると特定するに足りる具体的な記載のある110番処理簿は存在せず、また、警察署において保管されている請求期間内の110番処理簿についても確認したが、審査請求人を本人と特定できる110番処理簿は存在しなかったと説明する。

また、実施機関は、110番処理簿に対する開示請求における対象保有個人情報の特定に当たっては、110番処理簿に記載された個人情報 genuinely 開示請求者自身のものであるか否かについて細心の注意を払い行っており、110番処理簿に記載された氏名、住所、生年月日、電話番号等から総合的に判断している旨、説明する。

これらのことを踏まえると、実施機関は、通信指令システム及び警察署において保管されている110番処理簿に対し、審査請求人が求める内容について検索を行っており、その結果、本件開示請求に対し、審査請求人を本人と特定できる保有個人情報が存在しないとするその説明に、不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件開示請求につき、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明